

報告第6号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月6日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
発生日時・場所		令和3年6月7日 午後3時15分頃 飛驒市宮川町野首地内 飛驒市宮川町保健センター付近
事故の概要		宮川振興事務所職員が、飛驒市宮川町保健センター敷地の草刈作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が、隣接する建設会社駐車場に駐車してあった同社社員の所有する車両に当たり、同車両のリアガラスを破損させた。
相手方		飛驒市古川町 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額		93,654円
市の過失割合		100%
損害賠償金		93,654円
内 訳	保険金	93,654円
	一般財源	0円
専決年月日		令和3年7月16日 専決第12号

項 目		内 容
発生日時・場所		令和3年5月20日 午後4時00分頃 飛騨市古川町若宮二丁目 飛騨市若宮駐車場付近
事故の概要		市民福祉部職員が、古川町内での業務を終え、飛騨市古川町総合保健福祉センターへ帰庁するため、公用車で県道鼠餅古川線から市道古川駅裏線へ右折したところ、目測を誤り県道へ出ようと停車していた車両に接触し、相手方車両運転席側前方バンパー付近を損傷させた。
相手方		高山市 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額		196,327円
市の過失割合		100%
損害賠償金		196,327円
内 訳	保険金	196,327円
	一般財源	0円
専決年月日		令和3年7月28日 専決第13号

項 目		内 容
発生日時・場所		令和3年5月20日 午後4時50分頃 飛騨市古川町平岩 [REDACTED] 付近
事故の概要		運行委託先事業者職員が運転するスクールバスが、古川中学校生徒送迎のため古川町平岩地内市道平岩9号線を畦畑方面へ向けて走行していたところ、相手方車両が住宅敷地から周囲の確認を十分に行わず急に市道へ出てきたため、スクールバスのブレーキが間に合わず相手方車両に接触し、相手方車両運転席側前方バンパー付近を損傷させた。
相手方		飛騨市古川町 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額		149,050円
市の過失割合		20%
損害賠償金		29,810円
内 訳	保険金	29,810円
	一般財源	0円
専決年月日		令和3年7月28日 専決第14号

3